徳島県監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき,徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので,同項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月8日

 徳島県監査委員 矢 田 等

 同 近 藤 光 男

 同 井 関 佳穂理

 同 黒 崎 章

 同 古 川 広 志

監査結果の公表年月日 平成30年11月15日

:U∇ <

監

查

結

果

讗

じ

た

措

置

(1) 収入で未収 となっている もの

<東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 >

ഗ

県税及び税外収入について,市町村等関係機関と連携して,新たな収入未済の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成:	29年度決	算額	783,824,776円
平成:	28年度決	·算額	861,191,783円
増	減	額	77,367,007円

税外収入の収入未済額の状況

平成	29年度決	:算額	34,345,520円
平成	28年度決	:算額	29,228,214円
増	減	額	5,117,306円

滞納となった県税等については,毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき,計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。平成29年度の「県税」の収入未済額は,783,824,776円であり,税目別では,市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の70.2パーセント,自動車税が6.9パーセントとこの2税目で県税収入未済額全体の77.1パーセントを占める状況であ

[参考]

った。

「個人県民税」の収入未済額 550,377,016円

(対前年比 94.168.607円)

「自動車税」の収入未済額

53,952,044円

(対前年比 8,573,636円)

収入未済額の7割超を占める個人県民税の徴収対策として、4市町(小松島市,石井町,藍住町,板野町)へおおむね1年以内の間,上板町へ3か月の間,それぞれ職員を派遣して滞納整理全般の支援を行うとともに,平成29年度に創設した県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により,県が3市(徳島市,吉野川市,阿波市)と協定を締結し,特定の滞納整理業務を共同で実施している。特に税収規模の大きい徳島市との相互併任においては,滞納者宅の捜索や自動車のタイヤロックを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり,その取組の一環として,県内初の試みとなる「合同公売会(徳島県&徳島市)」を平成31年2月に開催し,捜索により差し押さえた物品を売却して未納の徴収金に充てた。

また、平成30年度は、新たに「徴収対策プロジェクトチーム」を設置し、先進県の取組状況の調査などを行い、更なる徴収強化策を検討した。その結果、県が個人の住民税を徴収する地方税法第48条による徴収引継が早期の効果を期待できるとして、市町村と協議の上、11月から12月までの「県下一斉徴収強化月間」に行う県と市町村との「共

|同催告」などに合わせ ,「徴収引継予告書」を滞納者へ送付し , 同手続 | に着手している。

自動車税をはじめとするその他の税目については,電話催告や戸別訪問による納税指導のほか,定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し,納付意志を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組むこととしている。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理に努めている。

以上の取組の結果,平成29年度決算額で783,824,776円であった県税の収入未済額が,平成31年1月31日現在471,685,174円となり,312,139,602円(うち不納欠損額78,018,043円)減少した。

また,同決算額で34,345,520円であった税外収入の収入未済額が, 平成31年1月31日現在31,711,218円となり,2,634,302円(うち不納欠 損額2,223,116円)減少した。

今後とも,納期内納付向上のための広報,早め早めの催告,適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに,厳正な滞納整理を実施することで,公正・公平な税務行政を実現し,県税収入の確保に努めたい。また,個人県民税については,市町村との連携を更に深め,徴収支援態勢の一層の充実を図りたい。

<医療政策課>

返納金(看護師等修学資金貸付金)について,新たな収入未済の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

返納金(看護師等修学資金貸付金)の収入未済額の状況

平成29年度決算額			2,910,000円
平成28年度決算額			2,951,000円
増	減	額	41,000円

返納金については,個別の償還指導等により債務者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づき償還がされているが,経済的な事情等から一部償還が滞っている者については,引き続き,債務者及び連帯保証人の実情把握に努めるとともに,7月から9月までを「債権回収強化月間」として設定し,集中的に文書や電話,自宅訪問を実施し,滞納繰越額の縮減に努めている。

その結果,平成29年度決算額で2,910,000円であった収入未済額が, 平成31年1月31日現在2,678,000円となり,232,000円減少した。

今後においても,継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うなど,一層の収入確保に努めるとともに,新規貸与者については貸付時に貸与者及び連帯保証人に制度を周知徹底する。

また,現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には,速やかに文書や電話による納付指導を行うほか,資力等の問題がある場合には,債務者との相談の上,返還計画の見直しを行うなど,きめ細やかに対応し,新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<長寿いきがい課>

返納金(介護福祉士等修学資金返還金)の収入未済について, 適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

返納金 (介護福祉士等修学資金返還金)の収入未済額の状況

平成29年度決算額

1.142.200円

返納金については、「徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者及 び連帯保証人の生活状況の把握に努めるとともに、1月を「債権回収強 化月間」として設定し、集中的に文書や昼間・夜間の電話、自宅訪問 による償還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めた。

その結果,平成29年度決算額で1,142,200円であった収入未済額が, 平成31年1月31日現在1,126,200円となり,16,000円減少した。

平成28年度決算額			1,152,200円
増	減	額	10,000円

今後とも,継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うとともに,返還が滞る場合は,速やかに文書や電話等による納付指導を行うほか,資力等の問題がある場合には,債務者と相談の上,返還計画の見直しを行うなど,きめ細やかに対応し,一層の収入確保に努めたい。

< 障がい者相談支援センター>

心身障害者扶養共済掛金収入について,新たな収入未済の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成:	29年度決	算額	8,368,400円
平成:	28年度決	算額	9,077,580円
増	減	額	709,180円

1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組

- (1) 収入未済が発生するおそれのある加入者には早期に連絡を取り, 改めて制度の仕組みを説明して注意喚起するとともに,加入者と の良好な関係を築き,収入未済の発生防止に努めている。
- (2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めている。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い,年金過払いによる未収金発生を未然に防ぐとともに,適切な債権管理に努めている。
- 2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組
- (1) 平成30年6月に未収金ケース検討会(当センタ・・障がい福祉課) を開催し、現状の共有と「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金取扱要領」に基づく取組方針について検討した。
- (2) 手紙を添付した督促文書の隔月送付により定期納付を促すとと もに,訪問により制度の仕組みへの理解及び未収掛金の納付を求 め,訪問時に不在で連絡が取れない場合には,繰り返しの訪問・ 電話・手紙の送付等による適切な債権管理に努めている。
- (3) 納付計画書の提出を求め、電話・手紙の送付等により継続納付を促している。

これらの取組の結果,平成29年度決算額で8,368,400円であった収入 未済額が,平成31年1月31日現在8,108,290円となり,260,110円減少した。

今後とも,引き続き,新たな収入未済の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努めたい。

<東部保健福祉局 徳島庁舎 >

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金),母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について,新たな収入未済の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成29年度決算額	158,940,141円

1 児童扶養手当返納金の収入未済額の状況

児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務 取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携しな がら、文書や電話での督促や、戸別訪問(随時)による未収金回収 に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」 を作成して適切な債権管理を行った。

また,市町村と連携し,年3回(4月,8月,12月)の定例払い前に, 資格喪失事由の発生等を確認することにより,返納金発生の未然防 止と早期発見に努めた。

その結果,平成29年度決算額で4,636,760円あった収入未済額が,

平成2	28年度決	·算額	167,815,328円
増	減	額	8,875,187円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成:	29年度決	·算額	161,259,739円
平成:	28年度決	算額	161,482,559円
増	減	額	222,820円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額			18,756,473円
平成:	28年度決	·算額	19,155,334円
増	減	額	398,861円

平成31年1月31日現在4,285,020円となり,351,740円減少し,2人が完済した。

今後とも,関係市町村と連携しながら,債務者の生活状況の実態 把握,就労支援,必要に応じた分割納入の措置,計画的な返納指導 等を行うことで,収入確保に努めるとともに,受給者に対し資格喪 失や対象児童数の減等の届出を確実に行うよう徹底することで,返 納金発生の予防に努めたい。

2 生活保護返納金の収入未済額の状況

生活保護返納金については「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて未収金回収に努めるとともに、債権管理台帳による適切な債権管理を行うほか、局内対策会議を定期的に開催し、職員間での情報共有を図った。

さらに,返納金の発生防止と回収促進に資するため,地区担当者 等への研修を複数回行ったのをはじめ,返納が滞っている世帯の返 納計画を見直し,返納金の回収に取り組んだ。加えて,平成30年12 月から平成31年2月までを「未収金回収強化期間」とし,地区担当者 等がチームを組んで元受給世帯への集中的な訪問督促を行っている が,過去の督促や返納状況から世帯の資力等も勘案した上で訪問世 帯を抽出し,効率的な実施に努めた。

このほか、保護開始の際には、担当者による面接を行い、制度の趣旨や収入申告義務等の説明を徹底するとともに、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるなど、適正な償還に関する指導を行った。また、返納金が発生する可能性がある場合には、適時資産の調査を実施するとともに、平成26年の生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金の一部については、保護費との相殺が可能となったことから、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めた。

その結果,平成29年度決算額で154,303,381円であった収入未済額が,平成31年1月31日現在146,796,816円となり,7,506,565円減少した。

今後とも,管内町村,民生委員等関係者と更なる連携強化を図り, 債務者等の生活状況を把握し督促の強化を図るとともに,被保護者 に対し定期的に「申告義務のしおり」を配布し適正な収入申告につ いてより一層の徹底を行うなど,新たな未収金発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき,訪問や電話,文書による償還指導を行った。滞納のある者に対しては,7月に借受人に対する督促状及び催告状,9月に連帯保証人に対する督促状を送付し,滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には,速やかに連絡を取り,早期の収納に努め,新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。8月には「貸付金償還指導強化週間」を設定し,夜間電話による督促

を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に努めた。

平成30年度の新たな取組として,11月から一部の長期滞納者の債権をサービサー(債権回収会社)に委託した。委託に先立ち「徴収業務移管予告書」を送付した後,完済した者や一括または分割で納付した者があり,委託前においても一定の効果が見られた。また,委託開始後は,平成31年1月31日現在で,母子福祉資金貸付金元利収入323.550円を収納した。

未収金の発生予防対策として,貸付申請受付時に,担当者と母子 ・父子自立支援員による面接を行い,制度の趣旨や借受人・連帯保 証人の責務等の説明を徹底するとともに,適正な償還を意識付ける よう指導を行った。

償還が開始される6か月前には借受人の連絡先や現状の確認を行い、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう努めた。

また,残高不足等により口座引落ができなかった者については, 口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで,より確実な収納を図った。

その結果,母子福祉資金貸付金元利収入については,平成29年度 決算額で161,259,739円であった収入未済額が平成31年1月31日現在 150,480,322円となり,10,779,417円減少するとともに,寡婦福祉資 金貸付金元利収入については,平成29年度決算額で18,756,473円で あった収入未済額が平成31年1月31日現在16,671,197円となり, 2,085,276円減少した。

今後とも,市町村と連携して適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか,債務者に対しては,個々の状況に応じ,母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援にも取り組むとともに,償還困難事例については,「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど,引き続き未収金の縮減に努めたい。

<商工政策課>

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成	29年度決	算額	1,226,788,952円
平成	28年度決	算額	1,257,700,952円
増	減	額	30,912,000円

当該貸付金については,「徳島県債権管理基本方針」,「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき,債務者及び連帯保証人の状況を遅滞なく把握するとともに,償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し,償還額の増額,償還中断先の償還再開,新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。

こうした取組をより効果的に行うため,徳島県未収金対策委員会や 関連部会,各都道府県との合同研修等を通じて,庁内他部局や他自治 体との債権回収手法等の情報共有,担当職員の知識・スキルの向上に 努めている。

さらに,長期償還中断先や,支払能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については,サービサー(債権回収会社)や弁護士といった専門家を最大限活用するとともに,資産の任意売却による回収や法的措置を含めた積極的な債権回収を実施する等,適切な債権管理事務を行うことで,未収金の削減を進めてきたところである。

こうした取組の結果,平成29年度決算額で1,226,788,952円であった

| 収入未済額は,平成31年1月31日現在1,221,881,452円となり,4,907,500 | 円減少した。

今後とも,債務者等の実情に応じた柔軟な対応を行い,破産手続が終結した法人に対する債権等については必要に応じ不納欠損処分を行うなど,債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき,未収金対策に万全の措置を講じて参りたい。

< 労働雇用戦略課 >

雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金)の収入未済について,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金)の収入未済額の状況

平成2	29年度決	算額	8,402,557円
平成2	28年度決	算額	8,532,557円
増	減	額	130,000円

当該貸付金は,債務者である協同組合が既に解散しており,連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。

この組合は,毎月12,000円の返済を確約していたが,平成29年9月返済分から,組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000円の返済となっていた。

このため,平成30年7月に,確約どおりの月12,000円の弁済等を求める通知文を手交するとともに,機会あるごとに納付を催告した結果,平成30年11月分から,再び月12,000円の返済が行われているところである。

その結果,平成29年度決算額で8,402,557円あった収入未済額が,平成31年1月31日現在8,296,557円となり,106,000円減少した。

今後とも,返済額については引き続き交渉を行い,早期の完済に向けた取組を強化して参りたい。

<農林水産政策課>

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額			14,440,216円
平成:	28年度決	·算額	14,795,216円
増	減	額	355,000円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額			5,087,402円
平成	28年度決	:算額	5,207,402円
増	減	額	120,000円

貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の営農状況や経済状況の実態を把握しながら、電話や訪問面談等による督促を行った。

その結果,農業改良資金貸付金元金収入については,平成29年度決算額で14,440,216円であった収入未済額が,平成31年1月31日現在14,210,216円となり,230,000円減少した。

また,林業改善資金貸付金元金収入については,平成29年度決算額で5,087,402円であった収入未済額が,平成31年1月31日現在5,032,402円となり,55,000円減少した。経済的理由から支払額は少ないものの,償還は継続されている。

今後とも,収入未済額については,債務者や連帯保証人への電話や 訪問面談等を行うとともに,未収金の削減を促進するため,償還計画 の見直しを指導するなど,債務者等に対して強力に支払請求を行い, 一層の収入確保に努めたい。

また,返済状況を踏まえ,未収金が削減されない場合には,必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど,未収金対策に万全の措置を講じて参りたい。

<用地対策課>

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額			538,227,428円
平成:	28年度決	算額	543,227,428円
増	減	額	5,000,000円

<住宅課>

住宅使用料,雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費)及び敷金収入について,新たな収入未済の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成29年度決算額			240,717,703円
平成28年度決算額			246,857,143円
増	減	額	6,139,440円

雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費)の収入未済額の状況

平成29年度決算額			23,841,847円
平成28年度決算額			22,959,493円
増	減	額	882,354円

敷金収入の収入未済額の状況

891,300円	平成29年度決算額		
913,800円	平成28年度決算額		
22,500円	額	減	増

平成30年4月から平成31年1月までの間,会社訪問や電話又は万代庁舎での面談を行うなど債務者に対し督促を行った。

債務者からは、業績の落ち込みや老朽設備の更新などの厳しい経営環境が続いているが、最大限の償還ができるよう努力するとの意志表示がなされ、平成29年度決算額で538,227,428円であった収入未済額が、平成31年1月31日現在536,727,428円となり、1,500,000円減少した。さらに、平成31年2月以降も、受注量の極端な落ち込み等がなければ年度内に更なる納付を行うとの意志が示されている。

今後とも,経済情勢及び債務者の経営状況を把握し,引き続き会社 訪問をするなどして強力に督促を重ねるとともに,専門家の活用も図 りながら,粘り強く回収に努めたい。

1 講じた措置

(1) 文書による納付催告の実施

平成30年4月から新たに、初めて滞納した者(計104名)及び滞納が初めて2か月に達した場合はその連帯保証人(計58名)への通知を毎月実施し、初期段階での取組を強化した。

8月に,1か月の滞納者302名に対して,文書による指導を行った。 9月には2か月以上の滞納者78名及びその連帯保証人135名に対して,文書による指導を実施した。

また,7月には,3か月以上の滞納者32名及びその連帯保証人50名に対して,1月にも滞納者44名及びその連帯保証人73名に対して文書による催告を行った。

さらに,滞納の解消が図られない者及び6か月以上の滞納者41名とその連帯保証人70名に対して,12月に,呼出納付指導(相談)を実施した。

(2) 夜間訪問納付指導の実施

平成30年4月に滞納者145名,6月に119名,8月に165名,10月に143名,12月に112名を対象に,住宅課・住宅供給公社・PFI管理センター職員による「夜間訪問督促」を実施したほか,平成30年5月から新たに,奇数月に戸別訪問(計109名)し,滞納解消を強力に促した。

(3) 訴訟を前提とした呼出納付指導等の実施(高額滞納者)

平成30年4月から,高額滞納者の基準額を25万円以上の滞納者から15万円以上の滞納者に変更した。

従来の滞納者及び連帯保証人の呼出指導に加えて,新たに戸別 訪問による訴訟を前提とした納付指導を行ったところ,完納や分 割納付の履行等の効果があった。

(4) 悪質な高額滞納者に対する明渡請求と訴訟の提起

納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して,全額納付を条件とした明渡請求通知を送付することとしているが,納付指導を強力に実施した結果,完納や分割納付の履行及び自主的退去等一定の効果があった。

今後、納付指導に応じない者3名に対し、家賃等の支払と家屋等の明渡しを求める訴訟提起に向けて準備中である。

(5) 弁護士との連携強化

滞納事例には,自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため,訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め,困難事例発生時には,法律関係の指導助言のもとに,早めに適切な対応ができるような態勢としている。

2 今後の対応

今後とも,入居者に対しては,継続的な電話や文書による納付指導,夜間訪問督促,連帯保証人を含めた呼出指導など,滞納者本人に直接指導することが納付の促進に繋がっていることから,これらの取組を徹底して行う。また,新たな滞納の発生を防止するため,滞納が生じた場合には早め早めにこまめに納付指導・督促を実施し,滞納額が少ない初期のうちに細やかな対応を行う。さらに,悪質な高額滞納者に対しては,住宅の明渡しを求める法的措置を前提に強い姿勢で納付指導を実施する。

また,退去滞納者に対してはサービサー(債権回収会社)を活用するとともに,電話・文書による督促をはじめ,訪問指導を実施し,退去滞納者の相続人に対しても,電話・文書による督促をはじめ,訪問指導を実施する。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成29年度末の収入未済額	240,717,703円
平成31年1月31日現在の収入未済額	228,254,539円
収入 済額	12,463,164円

雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費)の 収入未済額の状況

平成29年度末の収入未済額	23,841,847円
平成31年1月31日現在の収入未済額	23,682,952円
収入 済額	158,895円

敷金収入の収入未済額の状況

平成29年度末の収入未済額	頁 891,300円
平成31年1月31日現在の収	入未済額 882,600円
収 入 済 額	3,000円

5.700円

<東部県土整備局 徳島庁舎 >

港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成29年度決算額			4,932,900円
平成28年度決算額			4,025,740円
増	減	額	907,160円

港湾施設使用料については,「港湾施設占・使用料未納者に対する滞納処分事務処理要領」に基づき,未収金対策会議を開催し対応状況の検討を行い,未収金の削減及び発生防止に努めている。

平成29年度決算における収入未済額は4,932,900円(債務者3法人)であった。

このうち,法人A(平成29年度末収入未済額4,025,740円)については,現在休眠状態で代表者も所在不明の状況であり,県が差押さえている倉庫以外に財産もない。平成25年度に当該倉庫の公売を実施したが,落札者から公売代金の納付がなく売却取消となった。

その後,弁護士相談等に基づき,平成30年3月20日付けで倉庫内部の動産を県が差押えし,平成30年12月25日付けで倉庫及び倉庫内部の動産を一体として公売を実施したが,応札者がなく売却に至らなかった。

今後も,港湾施設が再活用され,継続した港湾施設使用料が得られるよう,公売による未収金回収を前提に,倉庫及び倉庫内部の動産の適正な処理について検討及び対応を進めたい。

なお,法人B(平成29年度末収入未済額699,840円)については平成30年12月20日に納付済となっており,法人C(平成29年度末収入未済額207,320円)については平成30年5月14日に納付済となっている。

これらにより,平成29年度決算額で4,932,900円であった収入未済額が,平成31年1月31日現在4,025,740円となり,907,160円減少した。

< 教育委員会事務局学校教育課 >

奨学金貸付金元金収入について,新たな収入未済の発生を防ぐ とともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額			135,187,560円
平成	28年度決	:算額	136,226,040円
増	減	額	1,038,480円

徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、9月から11月までの3か月間を「未収金削減強化月間」に設定し、課を挙げた「奨学金未収金対策チーム」を中心として、架電、文書等による積極的な返還指導及び督促を行うほか、サービサー(債権回収会社)に債権回収業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。

1 長期滞納者に対する重点的な督促

要綱等に基づき,2度(9月,1月)督促状の送付を行うとともに,指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては,積極的に電話督促等を行った(なお,平成31年2月に催告状を送付した。)。また,対象者のうち,経済的な理由で一括返還が困難な者については,返還計画書等を提出させた上での分割返還を積極的に認めて,おおむね計画どおりの返還が継続している状況である。

2 所在不明者の住所の把握

納付書,督促状等の送付書類が返戻になるなど,住所変更手続が行われていない場合は,従来実施していた奨学生等への架電及び住民票等の請求に加えて,住民基本台帳ネットワークシステム

を利用することにより,速やかに現住所を把握し,早期の返戻書類の再送及び住所変更手続の依頼に努めた。

また,住所変更手続を複数回依頼したにもかかわらず,手続が 行われないケースについては,職権により書類の送付先の変更を 行った。

3 新規返還開始者に対する返還開始の案内及び早期の返還指導 未収金の発生を防ぐため,新規返還開始者に対し,文書に加え 架電により返還開始を案内し,返還猶予の対象となる者について は制度の説明を行った。

また、滞納が常態化することを防ぐため、初回返還が未納となった者に対しては、未納が判明した段階で速やかに架電等による督促及び返還指導を実施した。

4 個々の状況に応じたきめ細かな返還指導

悪質な滞納者を除き,奨学生等が滞納状態に陥るのは病気や失業等の理由がある場合が多いことから,一方的な返還指導により返還意欲を削ぐことがないよう,奨学生等が抱える問題に耳を傾けつつ,返還猶予の制度や分割返還,返還毎期額の減額が可能である旨等を丁寧に説明するなど,きめ細やかな返還指導に努めた。

5 サービサー(債権回収会社)の活用

病気,失業等により返還が極めて困難な者に配慮した上で,平成30年5月から長期滞納者に対する債権回収業務のサービサーへの委託を実施したが,これにより平成31年1月31日現在7,843,850円の未収金が回収された。

こうした取組の結果,平成29年度決算額で135,187,560円であった収入未済額が,平成31年1月31日現在114,052,790円となり,21,134,770円(うち免除による調定の減額38,000円)減少した。

今後も引き続き,個々の状況を充分把握しながら,適宜効果的な取 組を行うとともに,きめ細やかな返還指導により,収入未済額の縮減 に努めて参りたい。

< 教育委員会事務局人権教育課 >

教育委員会奨学金貸付金元金収入について,新たな収入未済の 発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める 必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額			296,649,789円
平成	28年度決	:算額	299,551,078円
増	減	額	2,901,289円

当該貸付金元金収入については,「徳島県債権管理基本方針」に基づき,滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導をはじめ,債務者との面談機会を増やすための相談窓口について,利用しやすい開設時間の工夫等も図りながら隣保館など県内延べ12か所に開設するとともに万代庁舎内においても随時開設,また戸別訪問を行うなど,課員全員態勢で収入確保に努めている。

特に,平成30年度は,より多くの債務者に連絡を取ることに努め,あわせて,各債務者に対しては返還状況を詳細に説明し,より具体的な返還指導を行うことで,収入確保に取り組んだ。

また,返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう,「奨学金返還のしおり」について,わかりやすい内容に工夫し,債務者に対して広く制度の周知を図ることで,新たな収入未済の発生防止に努めた。

その結果,平成29年度決算額で296,649,789円であった収入未済額が,

| 平成31年1月31日現在294,406,759円となり,2,243,030円減少した。 | 今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の

今後とも,このような取組を継続する中で,債務者個々の生活の状況等を勘案しながら,分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに,新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<中央病院>

医業未収金(診療報酬等個人負担分)について,新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

医業未収金(診療報酬等個人負担分)の状況

平成29 平 成 3	9年度決算額 30年5月末	こ係る 残額	117,969,971円
平成28年度決算額に係る 平成29年5月末残額			116,104,949円
増	減	額	1,865,022円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期収納に努めている。

長期滞納者のうち,督促を行ってもなお支払に応じない者に対し, 法的措置として「支払督促」を実施しており,平成31年1月31日現在5 名から230.785円を回収した。

さらに,平成29年6月から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており,未収金の収入促進に向けて取組を強化している。その結果,平成31年1月31日現在657,285円を回収した。

また,会計窓口の24時間化や,クレジットカード等による支払を可能とすることにより,患者の利便性を高めるとともに,患者支援センターにおいて,医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより,未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果,医業未収金(診療報酬等個人負担分)の平成29年度決算額に係る平成30年5月末残額117,969,971円が,平成31年1月31日現在98,386,224円となり,19,583,747円減少した。

今後とも,公平性の担保と収入の確保のため,新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに,やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど,適切な債権管理に努めたい。

< 三好病院 >

医業未収金(診療報酬等個人負担分)について,新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。

医業未収金(診療報酬等個人負担分)の状況

平成29 平 成 3	年度決算額I 30年5月末	こ係る 残額	42,542,260円
平成28年度決算額に係る 平成29年5月末残額			42,582,394円
増	減	額	40,134円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期収納に努めている。

長期滞納者のうち,督促を行ってもなお支払に応じない者に対し,「支払督促」を実施しており,平成31年1月31日現在3名から200,892円を回収した。

さらに,平成29年6月から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており,未収金の収入促進に向けて取組を強化している。その結果,平成31年1月31日現在823,408円を回収した。

また,地域医療センターにおいて,医療ソーシャルワーカー等の職員が,患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに,クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め,未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果,医業未収金(診療報酬等個人負担分)の平成29 年度決算額に係る平成30年5月末残額42,542,260円が,平成31年1月31

		日現在40,241,010円となり,2,301,250円減少した。 今後とも,公平性の担保と収入の確保のため,新たな未収金の発生 の抑制に努めるとともに,やむを得ず発生した未収金については継続 的な督促を実施するなど,適切な債権管理に努めたい。
	〈海部病院〉 医業未収金(診療報酬等個人負担分)について,新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに,適切な債権管理を行い,収入確保に努める必要がある。 医業未収金(診療報酬等個人負担分)の状況 平成29年度決算額に係る平成30年5月末残額 7,610,163円 平成28年度決算額に係る平成29年5月末残額 7,099,598円 増 減 額 510,565円	未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、医事業務委託業者等と連携して、納付誓約書や分割支払誓約書等の徴収、分割納付等の説明、未納者の来院時に面談を行うなど早期収納に努めている。長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、支払督促を実施しており、平成31年1月31日現在1名から30,000円を回収した。 では、平成29年6月から、回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人へ委託しており、未収金回収の取組を強化している。その結果、平成31年1月31日現在329,810円を回収した。また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談を実施し、高額療養費制度や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介等を行うとともに、クレジットカード決済や出産育児一時金等の直接支払制度の活用等により、新たな未収金発生防止に努めている。 これらの取組の結果、医業未収金(診療報酬等個人負担分)の平成29年度決算額に係る平成30年5月未残額7,610,163円が、平成31年1月31日現在6,883,636円となり、726,527円減少した。今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。
(2) 支出事務で 適切でないも の	<営繕課> 工事請負費に係る支出負担行為において,変更後に1件1億円 以上となった場合は,会計管理者等に事前に合議しなければなら ないにもかかわらず,これがなされていないものがある。今後, 組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は,支出負担行為額の変更により総額が1億円以上となったため,支出負担行為について会計管理者等への事前合議が必要となったが,当該変更に係る額が当該変更前の支出負担行為額の総額の20パーセント未満であったため,当初から支出負担行為額の総額が1億円以上であったものと同様に,事前合議が不要と判断し,これがなされていなかったものである。今回の指摘を受け,課内で情報を共有し,会計規則に基づく適切な事務処理を行うよう研修会を開催し,周知徹底した。また,「支出負担行為チェックリスト」についても,変更により総額1億円以上となる場合は,当該変更に係る額にかかわらず事前合議が必要であることが明確になるよう表記の改善を行い再発防止を図った。今後とも,適切な支出事務の処理について,課内会議等により,継続的に職員への周知を行い,適正な事務の執行に努めたい。
(3) 契約事務で 適切でないも の	< 障がい福祉課 > 修繕工事契約において,作業内容に変更(減額)が生じている にもかかわらず,変更契約を行わず,当初契約どおりで支払いを	今回の事案は,修繕内容が変更(減額)となったにもかかわらず, 当課及び事業者とも失念し,加えて実績報告書,検査確認時に見積書

しているものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務|との突合が不十分であったため,当初の契約と同内容の納品書及び請 の執行を確保する必要がある。 求書に基づき修繕丁事費を支払った結果、過大支出となったものであ る。 予備監査後,直ちに当該事業者へ修繕内容を再確認の上,差額の返 今回の指摘を受け、当該契約事務に係る問題点について、課内契約 担当者間で情報共有を図るとともに,再発防止策としてチェックシー トを作成し,契約に係る基本的事項の確認の徹底とあわせ,決裁文書 に添付することで,副担当をはじめ複数人による組織的な確認の徹底 を図ることとした。 今後とも,契約事務の適性化について,定期的に職員への確認及び 周知徹底を行い,適正な事務の執行に努めたい。 <東部農林水産局 徳島庁舎 > 土壌地下水調査業務委託契約において、随意契約によることが 今回の事案は、本来は競争入札により委託事業者を決定すべきとこ ろ、早急に土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に委託する必要があ できる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているもの がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保 ったことから, 県内に事業所のある全ての指定調査機関5事業者から する必要がある。 見積徴収を行い,最低価格を提示した事業者と随意契約を行ったもの である。 今回の指摘を受け,平成30年6月の徳島庁舎業務連絡会議において担 当リーダーに対して、改めて契約事務規則や随意契約ガイドライン等 に基づく適切な事務処理を行うよう指示するとともに,建設工事審査 委員会において、不測の事態等により緊急に入札・契約が必要な場合 については,工事担当者と契約担当者で事案の速やかな情報共有を図 るとともに、双方協力して適正かつ速やかな事務処理を行うことを確 認した。 今後とも,契約事務の適正化について,定期的に職員への確認及び 周知徹底を行い,適正な事務の執行に努めたい。 <教育委員会事務局福利厚生課> 境界確定業務委託契約において,随意契約によることができる 今回の事案は,本来は競争入札により委託事業者を決定すべきとこ 場合に該当しないにもかかわらず 随意契約しているものがある。 ろ、委託事業を適正に実施できると認められる事業者が3者あるにもか 今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要 かわらず1事業者から見積徴収を行い,随意契約を締結したものであ がある。 今回の指摘を受け、課内で情報を共有するとともに、契約事務規則 随意契約ガイドラインを改めて確認し、適切な事務処理を行うよう周 知徹底した。 また、契約の締結方法を確認するためのチェックシートを作成し 契約時に担当者が確認するとともに,立案文書に添付して複数人で確 認を行うこととした。

(4) 入札事務で 適切でないも

ത

<新未来産業課>

施設整備工事の入札事務において,施工者分割型入札方式を適

今回の事案は,施工者分割型入札方式を適用し,同時発注する場合 用する場合の入札に係る記載が不十分なものがある。今後、組織|において、本来は入札公告及び共通事項において「落札決定順位上位」

今後とも、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び

周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。

	的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。	の入札において落札者となった者は、落札決定順位下位の入札を失格にする」旨を記載すべきところ、共通事項における記載ができていなかったものである。 今回の指摘を受け、課内で情報共有を図り、入札実施要領及び入札公告例に基づく適切な事務処理を行うよう改めて周知徹底するとともに、立案段階における担当内での事前確認や、決裁時、公表時における管理職をはじめ複数人による重層的チェックを徹底することにより、再発防止を図った。 今後とも、適切な入札事務の処理について、定期的に職員への周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。
(5) 物品の管理 で適切でない もの	〈東部県土整備局 徳島庁舎 〉 存在していない重要物品が物品出納簿に記載されていたり,重要物品異動状況報告書に誤った金額を記載して会計管理者に報告しているものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。	存在していない重要物品が物品出納簿に記載されたままであった件については、平成27年度に棄却処分済みの物品であるが、物品出納簿を失念していたために、存在しているかのようにな適切な記載に改めたところである。また、重要物品出納簿には重されて出載されていた中については、物品出納簿には正しい金額が記載されていた報告書に報告書と修正し会計管理者に報告した。なお、正成30年6月の局内会議で、職員に対して周知らの告にのであるに、本方であるが、監査結果を受けて、平成30年11月の会議では、職員に対して周知らの信任の間内会議で、職員に対して周知らの信任の局内会議で、職員に対して周知らの一方にのである。なお、正によるであるが、監査結果を受けて、平成30年11月の合会議において、重ねての徹底と意識改革を図ったところであるが、監査結果を受けて、平成30年11月の合会議によりであると捉え、組織的な問題であると捉え、組織的な問題であるとに、適切に物品(現物)と物品出納簿の記載内容に不一致がないか、局内の点検を行った。今後これらの調査を基に、適切に物品出納簿を整理し、その所在を明確にするなど、組織全体で管理ができるよう態勢を整えたい。